

埼玉県訓令第一号

訓令

本庁
地域機関

職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

職員被服貸与規程（昭和四十二年埼玉県訓令第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二号中
庁務作業に従事する者

女			男		
ズ ツ ク 靴	冬 用 作 業 衣	夏 用 作 業 衣	ズ ツ ク 靴	作 業 服	
	一	一		ズ ボン	上 衣
一	二	二	一	二	二

を
庁務作業に従事する者

ズ ツ ク 靴	作 業 服	
	ズ ボン	上 衣
一	二	一
一	二	二

に改め、同表

第四十六号中

作 業 服		
ズ ボン	上 衣	
一	一	
二	二	

を

作 業 服		
ズ ボ	冬 用 上	夏 用 上

ン	衣	衣
二	一	一
二	二	二

に改める。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。